



名古屋市より

事業者の皆さまへ 新たな働き方の提案です

「支援付き」就労にご協力いただけませんか

働く意欲はあるが、複合的な課題があり一歩が踏み出せないなど、すぐに一般的な仕事に就くことが難しい人でも、短時間であったり、支援や配慮があれば働くことができます。

誰もが支え合う社会を目指して、生活困窮者自立支援法による、支援付き就労の機会を提供する事業です。本人の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には一般就労につながることを目標です。

事業者の皆さま、ぜひこの事業の実施にご協力いただけませんか。

◆支援のイメージ◆

一般就労 (必要に応じて就労支援員のフォローアップ)



事業所としての登録・認定にご協力をお願いします。

自立サポートセンターによる就労支援・指導等

メリット

- 社会貢献
- 採用コスト・労力の軽減
- 長期安定雇用の実現→人材不足の解消
- 名古屋市の認定が受けられる→愛知県HPに社名記載
- 謝金・協力金の支給 ※一定の条件あり

ご検討いただける企業・事業所様には、サポートセンターのスタッフが詳しいご説明に伺います。お気軽にお近くのサポートセンターへお問い合わせください。

名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター

市内3ヶ所

名 駅	TEL:052-446-7333	FAX:052-446-7555
金 山	TEL:052-684-8131	FAX:052-684-8132
大曾根	TEL:052-508-9611	FAX:052-508-9612

※このサポートセンターは、名古屋市が設置し社会福祉法人等の団体が運営しています。

「就労体験」「認定就労訓練」Q & A

Q これは、新しい制度なのですか？

A) 平成27年4月に生活困窮者自立支援制度が始まり、その中で「就労体験」「認定就労訓練」という仕組みが導入されました。

Q 「就労体験」「認定就労訓練」後に雇入れの義務は生じるか？

A) 正式採用に至れば幸いです。義務は生じません。
また、採用を前提とせず「就労体験」「認定就労訓練」のみを行なうことも可能です。

Q 「就労準備支援事業」とは？

A) 一般就労になかなか至らない方を対象に就労に向けた準備を行なう事業です。
センター内においてコミュニケーションスキルの訓練、応募書類の書き方、パソコン練習などを行ないます。
「就労体験」はこれらのメニューの一つです。

Q 柔軟な働き方とは？

A) 利用者の特性や事情によって1日2~3時間程度しか勤務できない、週に2~3日程度から始めることが望ましいなど様々な事情を考慮して就労することです。

Q どのような作業を行なってもらえばよいか？

A) 「業務分解」→「業務の切り出し」をお勧めします。
日常の業務を要素ごとに分解し、例えば簡単な作業等の仕事を切り出していただくなどして利用者の仕事を明確にする手法です。事業所の作業見直し、改善にも役立ちます。

(※別途資料アリ)

Q 支援員の関わり方は？

A) 「導入段階」では利用者の特性と事業所の仕事内容の擦り合わせなどを行ない、事前調整を行ないます。
「経過段階」では実際の仕事ぶりを支援員が事業所を訪問して把握し問題や課題の調整、修正を行ないます。
必要があれば支援員も一緒に職場に入って見守ることもあります。「終了段階」では期間内の利用者の仕事ぶりをお聞かせいただくと共に利用者と振り返りを実施し今後の方策を検討します。

Q 「認定就労訓練」の雇成型と非雇成型の違いについて

A) 「雇成型」は雇用した上で訓練を行なうこととなり、最低賃金、社会保険等加入をお願いします。
「非雇成型」は雇用を伴いませんので、賃金、工賃などに制約はありません。ただし、労災保険に準じた保険をご用意いただく必要があります。なお、「就労体験」については当センターで保険を掛けます。

Q 協力金、謝金の詳しい内容は？

A) 「就労体験」は1日の時間数に関係なく、日額5,000円を支給します。
「認定就労訓練（雇成型）」の場合、月20時間以上40時間未満の場合、月額20,000円。
月40時間以上の場合、月額40,000円が3回まで、名古屋市（名古屋市中間的就労パイロット事業）より支給されます。

※認定就労訓練事業は、生活保護を受給している方の利用もあります。